

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月26日（火）13:30～

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	順司
	2番	棚原	貴光
	3番	知念	雄二
	5番	大城	孝美
	6番	大城	貴子
	7番	大城	進
	8番	西江	正
	9番	玉城	正芳

推進委員	東江	良和
	玉城	政和
	儀間	徹

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議案第4号 現況証明について
- 第7 議案第5号 工事完了報告について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長	<u>大城 篤</u>
事務補助	<u>亀里 大樹</u>

令和4年第3回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和4年第3回農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中9名、農地利用最適化推進委員3名中3名、全員出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中9名、農地利用最適化推進委員3名中3名。全員出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に3番知念委員、5番大城委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●m²。合計●m²。使用貸借権の設定5年間。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第4条の第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第2号、農地法第4条の第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No.1申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積、●㎡。転用面積、●㎡。転用目的は●です。引き続き意見書について、意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●集落内に位置し本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された地域で、●がある集落内に位置し転用については、許可相当と認める。」として意見を付けて県へ進達したいと思いますが、皆様のご審議を宜しくお願い致します。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。(14:25)

議長 再開いたします。(14:37)

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No.1譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。面積、●㎡。転用面積、●㎡。転用目的は●です。権利等は、使用貸借権設定。引き続き意見書について、意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、村の●位置し住宅地からも離れていて、●しても地域の農業に何の影響もなく、また周辺耕作者の同意を得ていることから適当と認める。」として意見を付けて県へ進達したいと思いますが、

皆様のご審議を宜しくお願い致します。No. 2 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●m²。転用面積、●m²。転用目的は●です。権利等は、所有権移転、売買で●になります。引き続き意見書について、意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●集落内に位置し本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された地域で、公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が、40%を超える農地となっており転用については許可相当と認める。」として意見を付けて県へ進達したいと思いますが、皆様のご審議を宜しくお願い致します。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。(14:43)

議長 再開いたします。(14:45)

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第6、議案第4号「現況証明について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第4号、現況証明について」。を説明します。No. 1 申請人、●。申請地、●。登記地目、宅地。現況地目、宅地。面積●m²。●。登記地目、宅地。現況地目、宅地。面積●m²。所有者、●。●、沖縄県指令北振第●号。No. 2 申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、宅地。面積●m²。所有者、●。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第7、議案第5号「工事完了報告について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第5号、工事完了報告について」。を説明します。No.1 転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、沖縄県指令北振第●号。転用許可地の所在、●。転用目的、住宅建設。転用面積、●㎡。（全面積●㎡）。工事期間、着工●、完了●。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。No.2 転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、沖縄県指令北振第●号。転用許可地の所在、●。転用目的、住宅建設。転用面積、●㎡。（全面積●㎡）。工事期間、着工●、完了●。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和4年第3回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15:03

署 名

会 長 玉城 增生 印

3 番 知念 雄二 印

5 番 大城 孝美 印